

令和7年第8回定例会

議案等参考資料

1 議案第 2 号関係

令和7年8月20日 議員全員協議会資料

学校給食費無償化事業の継続について

1 案件の概要

政策公約の一つである学校給食費無償化事業は、学校給食費を負担する保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的に平成31年1月から実施しています。

本事業は、おいらせ町学校給食費の免除に関する条例において、令和7年度末（令和8年3月31日）までの期限としているため、条例の一部を改正し、事業を継続するものです。

2 現状・課題

本事業は、これまで事業継続において財源確保が課題となっておりましたが、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金交付要綱が令和7年度に見直され、令和5年度以前から事業を実施していた市町村においても財源充当することができるようになりました。

また、国では、令和7年6月13日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025について」において、給食無償化については、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。と記載されており、令和7年6月17日、文部科学大臣の記者会見においても給食無償化に取り組んでいく旨の発言がなされています。

3 具体的な内容

（1）学校給食費無料化事業の継続について

- ・ 期限を設けず継続できる事業とする。

（2）条例の一部改正について

- ① 条例名称 おいらせ町学校給食費の免除に関する条例
- ② 改正内容 附則において規定する条例の失効規定を廃止する。

4 今後のスケジュール

令和7年度	8月	議員全員協議会 教育委員会定例会（条例改正案）
	9月	議会定例会（条例改正案）上程 保護者・学校関係者へ周知

1 児童生徒の状況

(令和7年5月1日現在)

	小学校	中学校	計
児童生徒数	1, 377人	682人	2, 059人
要保護児童生徒数	4人	6人	10人
準要保護児童生徒数	117人	52人	169人

2 学校給食費等

	小学校	中学校
1食あたりの単価	300円	350円
年間提供日数	198日	193日

3 町当初予算額 (令和7年度)

学校給食食材費 児童生徒分 127, 863, 900円

4 県交付金上限額 (令和7年度)

- ・ 126, 767千円 (うち物価高騰対策分11, 904千円)

5 県交付対象経費の積算

小学校: $300円 \times (1,377人 - 121人) \times 198日$

$= 74,606,400円$

中学校: $350円 \times (682人 - 58人) \times 193日$

$= 42,151,200円$

合計額 116, 757, 600円

6 その他

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2025について 関係部分抜粋

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(3) 公教育の再生・研究活動の活性化

(質の高い公教育の再生)

多様な子どもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情を踏まえ、より質の高い、深い学びを実現すると同時に、一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程を編成できるよう、学習指導要領の改訂を進めるとともに、高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。いわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。

以下 略

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(抜粋)

改 正 案	現 行
附 則 この条例は、平成31年1月1日から施行する。	附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。 <u>(この条例の失効)</u> 2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(目的)

第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項の規定により保護者が負担する学校給食に要する費用(以下「学校給食費」という。)を、免除することで、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。

(2) 学校 おいらせ町立学校設置条例(平成18年おいらせ町条例第79号)第2条の規定に掲げる小学校及び中学校をいう。

(免除の対象者)

第3条 この条例において、学校給食費免除の対象とすることができる者は、おいらせ町の学校へ在籍している児童生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助の支給を受けている保護者については、この限りでない。

(免除の範囲)

第4条 町長は、前条の規定に該当すると認めたときは、学校給食費を全額免除することができる。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和4年3月15日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年9月20日条例第18号)

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

2 議案第 3 号関係

おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部改正の改正内容

(1) 病気休暇

- ・ 結核性疾患の場合とそれ以外の疾病の場合に区分
- ・ 取得日数を勤務日数により1日から10日としていたものを
結核性疾患の場合：連続する180日以内の期間
それ以外の疾病の場合：連続する90日以内の期間（原則）に改正
- ・ 無給としていたものを一部有給に改正

(2) 特別休暇

- ・ 生理休暇：無給から有給に改正
- ・ 子の看護休暇：無給から有給に改正
取得事由を拡大（追加）
子の行事参加（入園・卒園式、入学卒業式）
感染症に伴う学級閉鎖